

● 農作業省力化・効率化対策事業 ポイント配分表

No.	項目	ポイント	配点基準	必要書類
1	認定新規就農者	5	応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和4年度中であること	なし（市で確認）
2	収入保険加入者	3	令和4年産の農産物に係る収入保険に加入していること	なし（市で確認）
3	青色申告者	3	応募時点で、青色申告承認申請書を提出していること、又は令和3年分の確定申告書（青色）を提出していること	青色申告承認申請書、又は令和3年分の確定申告書（青色）控え（電子申請の場合は、受信通知を添付）
4	果樹共済加入者	3	応募時点で、令和4年産の農作物に係る果樹共済に加入していること ※令和4年度限り（見直し予定）	令和4年産果樹共済加入申込書兼変更届出書控え
5	園芸施設共済加入者	2	応募時点で、園芸施設共済に加入していること	園芸施設共済に加入した事実が確認できる書類（園芸施設共済証券、加入申込書（又は変更届出書）兼引受評価書控え等）
6	購入する機械の共同利用 ※農業機械導入のみ ポイントに加点	2	任意組織において、導入する機械を複数人で共同利用すること	共同利用することを確認できる任意組織の規約等及び住所を記載した構成員名簿
7	認定農業者	2	応募時点で、農業経営改善計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和4年度中であること	なし（市で確認）
8	家族経営協定締結者	2	応募時点で、家族経営協定を締結していること	家族経営協定書
9	健診（検診）の受診者	2	令和3年4月1日から応募時点までの間に健診（検診）を受診していること	健診（検診）受診の領収書又は結果通知書
10	狩猟免許取得者	2	応募時点で、有効期間内の狩猟免許を取得していること、かつ、弘前市鳥獣被害対策実施隊に加入していること	なし（市で確認）
11	省力樹形の導入	2	省力樹形※を令和4年度中に導入することを目的に、令和3年度の果樹経営支援対策事業（国事業）に申請し、採択されていること ※超高密植栽培、高密植低樹高栽培、ジョイント栽培等	なし（市で確認）
12	農業経営の複合化	1	令和3年産の農産物を複数品目生産し、かつこれらを販売していること (例：水稻+大豆、水稻+にんにく、りんご+桃、りんご+トマト等)	確定申告に係る農業収支内訳書、決算書（収入金額の明細に複数の作物が記載されている場合のみ対象とし、記載がない場合は対象としない）
13	農業者年金加入者	1	応募時点で、農業者年金に加入又は加入の届出を行っていること	なし（市で確認）

(注1) 項目6以外は、支援内容にかかわらず、経営全体でポイント計算します。

(注2) 申請者が任意組織の場合、各項目において構成員のうち過半が配点基準を満たす場合に加点します。